

平成 2 9 年 3 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号
-------

28-76
-------

## も く じ

・議案第15号	大東市基金条例	2
・議案第16号	大東市個人情報保護条例	4
・議案第17号	大東市職員の育児休業等に関する条例	8
・議案第18号	大東市職員の配偶者同行休業に関する条例	16
・議案第19号	大東市一般職の職員の給与に関する条例	18
	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	22
・議案第20号	大東市市税条例（平成29年4月1日施行分）	36
	大東市市税条例（平成31年10月1日施行分）	42
	大東市市税条例等の一部を改正する条例	66
	大東市市税条例の一部を改正する条例	70
・議案第21号	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例	72
・議案第22号	大東市介護保険条例	74
・議案第23号	大東市国民健康保険税条例	76
・議案第24号	大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例	80

議案第15号

大東市基金条例 新旧対照表

新	
(設置) 第1条 (略)	
名 称	目 的
大東市魅力づくり基金	魅力あるまちづくりの推進に要する資金を積み立てること。
<u>大東市産業振興基金</u>	<u>産業の振興に要する資金を積み立てること。</u>
<u>大東市公共施設等整備保全基金</u>	<u>公共施設等の整備および保全事業に要する資金に充てるため資金を積み立てること。</u>
2 ～ 4 (略)	
第2条 ～ 第7条 (略)	

主要改正点

- ・大東市産業振興基金を設置したこと。
- ・大東市公共施設整備基金の名称および目的を変更したこと。

旧	
(設置) 第1条 (略)	
名 称	目 的
大東市魅力づくり基金	魅力あるまちづくりの推進に要する資金を積み立てること。
<u>大東市公共施設整備基金</u>	<u>公共施設の整備事業等に要する資金に充てるため資金を積み立てること。</u>
2 ～ 4 (略)	
第2条 ～ 第7条 (略)	

大東市個人情報保護条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項および第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u> の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>第3条 ～ 第20条 (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第20条の2 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者 <u>もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者</u> (当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u> に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外の者に限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(特定個人情報の利用停止の請求)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているときまたは番号法 <u>第29条</u> の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを</p>

主要改正点

- ・ 情報提供等記録の定義について、文言を追加する等の改正をしたこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項および第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>第3条 ～ 第20条 (略)</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第20条の2 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣および番号法第19条第7号に規定する情報照会者 <u>または</u> 情報提供者 (当該訂正に係る番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外の者に限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(特定個人情報の利用停止の請求)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているときまたは番号法 <u>第28条</u> の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを</p>

## 新

いう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止または消去

(2) (略)

2 (略)

第21条の3 ～ 第39条 (略)

## 旧

いう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止または消去

(2) (略)

2 (略)

第21条の3 ～ 第39条 (略)

大東市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>イ <u>第3条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その<u>養育する子が1歳に達する日</u>（以下この号および同条において「<u>1歳到達日</u>」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第</u></p>

主要改正点

- ・育児休業等の対象となる子の範囲を拡大したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>イ <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「<u>1歳到達日</u>」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないことおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その<u>養育する子の1歳到達日</u>（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>

## 新

2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）  
に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

### 第3条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア ～ イ (略)

### 第4条 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

### 第5条 (略)

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、または出産したことにより、効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

## 旧

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

### 第3条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア ～ イ (略)

### 第4条 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

### 第5条 (略)

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始めもしくは出産したことにより効力を失い、または第7条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子もしくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。



## 新

(2) 育児休業の承認が、第7条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

第6条 ～ 第12条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 (略)

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第5条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

## 旧

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

第6条 ～ 第12条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 (略)

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、もしくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、または第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子もしくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

## 新

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

第14条 ～ 第21条 (略)

(部分休業の承認)

第22条 (略)

- 2 労働基準法第67条第1項の規定に該当する育児時間の休暇（以下「育児時間休暇」という。）または勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間休暇または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間休暇または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第23条 ～ 第25条 (略)

## 旧

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

第14条 ～ 第21条 (略)

(部分休業の承認)

第22条 (略)

- 2 労働基準法第67条第1項の規定に該当する育児時間の休暇（以下「育児時間休暇」という。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間休暇を承認されている場合）にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第23条 ～ 第25条 (略)

大東市職員の配偶者同行休業に関する条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第6条 (略)
<u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u>
<u>第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、およびその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u>
第7条 ～ 第12条 (略)

主要改正点

- ・職員の配偶者同行休業の期間について、再度の延長ができる旨を規定したこと。

旧
第1条 ～ 第6条 (略)
第7条 ～ 第12条 (略)

## 議案第19号

### 大東市一般職の職員の給与に関する条例

### 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 新

##### (大東市一般職の職員の給与に関する条例)

第1条 ～ 第13条の2 (略)

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、第4条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級である職員（以下「医療職4級職員」という。）に対しては、支給しない。

2 ～ 4 (略)

第15条 新たに職員となった者に扶養親族（医療職4級職員にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を市長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) ～ (4) (略)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（医療職4級職員にあつては扶養親族である子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、医療職4級

#### 主要改正点

- ・医療職給料表の適用を受け、その職務の級が4級である職員に対する扶養手当の額を改正したこと。

#### 旧

第1条 ～ 第13条の2 (略)

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 ～ 4 (略)

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を市長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) ～ (4) (略)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合において

## 新

職員から医療職４級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職４級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（医療職４級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、医療職４級職員以外の職員から医療職４級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職４級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職４級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３ ～ ４ （略）

第１６条 ～ 第３７条 （略）

## 旧

はその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３ ～ ４ （略）

第１６条 ～ 第３７条 （略）

## 新

### (大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 (略)

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える改正規定 ～ 第14条第3項の改正規定 (略)

第15条第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「場合」の次に「(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第3号および第4号を削り、同条第2項中「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号または第3号」に改め、「(扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係る

## 旧

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 (略)

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える改正規定 ～ 第14条第3項の改正規定 (略)

第15条第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「場合」の次に「(扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」を加え、同項第3号および第4号を削り、同条第2項中「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号または第3号」に改め、「(扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る

## 新

るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族である配偶者、父母等および扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職4級職員が医療職4級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等および医療職4級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職4級職員以外のものが医療職4級職員となった場合
- (6) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等および医療職4級職員以外のものが8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条第2項の改正規定 ～ 別表第7の改正規定（略）

第3条 ～ 第8条（略）

付 則

第1条 ～ 第2条（略）

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職給与条例（以下「第2条改正後の一般職給与条例」という。）第14条

## 旧

扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条第2項の改正規定 ～ 別表第7の改正規定（略）

第3条 ～ 第8条（略）

付 則

第1条 ～ 第2条（略）

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職給与条例（以下「第2条改正後の一般職給与条例」という。）第15条

## 新

第1項ただし書および第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後の一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（第4条第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者および扶養親族である子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「

## 旧

第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後の一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円（第4条第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者および扶養親族である子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に



## 新

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは、「扶養親族」と、「なった日、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るもの」

## 旧

該当する場合を除く。）

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者または扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

## 新

がある職員であつて配偶者および扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者または扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（医療職4級職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の一般職給与条例第14条第1項ただし書および第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後の一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(第4条第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医療職4級職員にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、および同項第2号中「場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医療職4級職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職4級職員か

## 旧

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の一般職給与条例第15条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後の一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(第4条第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第5号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」とする。

## 新

ら医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後の一般職給与条例第14条第1項ただし書ならびに第15条第3項第3号および第5号の規定は適用せず、第2条改正後の一般職給与条例第14条第3項および第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員等」とあるのは「8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、および同項第2号中「場合および医療職4級職員に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医療職4級職員にあっては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親

## 旧

## 新

族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医療職4級職員にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員等が8級職員等および医療職4級職員」とあるのは「8级以上職員等が8级以上職員等」と、同項第6号中「8級職員等および医療職4級職員」とあるのは「8级以上職員等」と、「が8級職員等」とあるのは「が8级以上職員等」とする。

第4条 ～ 第8条 （略）

## 旧

第4条 ～ 第8条 （略）

議案第20号

大東市市税条例

大東市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

大東市市税条例の一部を改正する条例

主要改正点

- ・軽自動車税（環境性能割）について規定したこと。
- ・法人市民税（法人税割）の税率を引き下げたこと。

新
(大東市市税条例) (平成29年4月1日施行分)
本則 (略)
付 則
第1条 ～ 第7条の2 (略)
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)
第7条の3 (略)
第7条の3の2 平成22年度から <u>平成43年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から <u>平成33年</u> までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 ～ 3 (略)
第7条の4 ～ 第15条の3 (略)
(軽自動車税の税率の特例)
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が

旧
本則 (略)
付 則
第1条 ～ 第7条の2 (略)
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)
第7条の3 (略)
第7条の3の2 平成22年度から <u>平成41年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から <u>平成31年</u> までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 ～ 3 (略)
第7条の4 ～ 第15条の3 (略)
(軽自動車税の税率の特例)
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が

## 新

初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを

## 旧

初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを

## 新

内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。) に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第16条の2 ～ 第29条 (略)

## 旧

を内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。) に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第16条の2 ～ 第29条 (略)

## 新

### (大東市市税条例) (平成31年10月1日施行分)

第1条 ～ 第18条の2 (略)

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

第18条の4 (略)

(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)

第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項および第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第139条第1項、第140条の12第3項または第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合においては、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第

## 旧

第1条 ～ 第18条の2 (略)

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

第18条の4 (略)

(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)

第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2もしくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項および第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第139条第1項、第140条の12第3項または第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合においては、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、または納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書に係る税



## 新

139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) ～ (6) (略)

第20条 ～ 第34条の3 (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

第34条の5 ～ 第79条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

## 旧

額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) ～ (6) (略)

第20条 ～ 第34条の3 (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

第34条の5 ～ 第79条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) その他これに類するもの

## 新

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 前号に掲げる軽自動車等に類するもので、市長の認めるもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

## 旧

第81条 削除

## 新

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3  
（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。  
（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。  
（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。  
（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条第1

## 旧

## 新

項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車および小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(I) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(II) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

（種別割の賦課期日および納期）

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

第84条 (略)

## 旧

（軽自動車税の税率）

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車および小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

（軽自動車税の賦課期日および納期）

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

第84条 (略)

## 新

### (種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

### (種別割に関する申告または報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

## 旧

### (軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

### (軽自動車税に関する申告または報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者または使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書ならびに原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

## 新

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等または第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、または報告すべき事項について正当な理由がなくて申告または報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものについては、種別割を減免する。

(1) ～ (3) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～ (8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有する者（以下「身体障害者」という。）または精神に障害を有する者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

## 旧

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等または第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、または報告すべき事項について正当な理由がなくて申告または報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号の1に該当する軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免することができる。

(1) ～ (3) (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～ (8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有する者（以下「身体障害者」という。）または精神に障害を有する者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者のうち、市長が必要と認めるもの

## 新

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 (略)

2 法第445条もしくは第81条の2または第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用

## 旧

(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 (略)

2 法第443条もしくは第80条の2または第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用

## 新

者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第443条もしくは第81条の2または第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。

3 ～ 6 (略)

7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなったときまたは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

8 ～ 9 (略)

第92条 ～ 第145条 (略)

### 付 則

第1条 ～ 第15条の3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

## 旧

使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第443条もしくは第81条の2または第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。

3 ～ 6 (略)

7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなったときまたは当該原動機付自転車または小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

8 ～ 9 (略)

第92条 ～ 第145条 (略)

### 付 則

第1条 ～ 第15条の3 (略)



## 新

### (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

### (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の7 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

### (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

### (軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 旧

### (軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
<u>第2号ア(ウ)(I)</u>	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
<u>第2号ア(ウ)(II)</u>	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

旧

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

2 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税  
に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを  
内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規  
定の適用については、当該軽自動車  
が平成28年4月1日から平成29年3月31日  
までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に  
掲げる字句とする。

新

第16条の2 ～ 第29条 (略)

旧

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第5項第1号および第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

第16条の2 ～ 第29条 (略)

## 新

(大東市市税条例等の一部を改正する条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第2条 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 ～ 第4条 (略)

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る大東市市税条例第82条および付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>第82条第2号ア(ウ)(I)</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>第82条第2号ア(ウ)(II)</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>付則第16条第1項</u>	<u>第82条</u>	<u>大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条</u>

## 旧

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第2条 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 ～ 第4条 (略)

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条および新条例付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>新条例第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
<u>新条例付則第16条の表以外の部分</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>第82条</u>	<u>大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条</u>

新

付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(I)の項	第2号ア(ウ)(I)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(I)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(II)の項	第2号ア(ウ)(II)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(II)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

旧

新条例付則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

## 新

(大東市市税条例の一部を改正する条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 (略)

第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）、 <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u> もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限

8 ～ 14 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

## 旧

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 (略)

第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）、 <u>第98条第1項</u> もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限

8 ～ 14 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (用語の定義)
第1条の2 (略)
2 (略)
3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者および同法 <u>第6条の4</u> に規定する里親以外の者をいう。
(1) ～ (2) (略)
第2条 ～ 第13条 (略)

主要改正点

- ・児童福祉法の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 (略) (用語の定義)
第1条の2 (略)
2 (略)
3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者および同法 <u>第6条の4第1項</u> に規定する里親以外の者をいう。
(1) ～ (2) (略)
第2条 ～ 第13条 (略)

議案第22号

大東市介護保険条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第3条 (略) (保険料率)
第4条 (略)
2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の <u>平成29年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,428円とする。
第5条 ～ 第21条 (略)

主要改正点

- ・平成29年度における所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の軽減について、平成27年度および平成28年度と同様の措置を規定したこと。

旧
第1条 ～ 第3条 (略) (保険料率)
第4条 (略)
2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の <u>平成27年度および平成28年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,428円とする。
第5条 ～ 第21条 (略)



大東市国民健康保険税条例 新旧対照表

新
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>540,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>540,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条 ～ 第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には、<u>540,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

主要改正点

- ・国民健康保険税の賦課限度額を変更したこと。

旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>520,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>520,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条 ～ 第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には、<u>520,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

新

第23条の2 ～ 第27条 (略)

旧

第23条の2 ～ 第27条 (略)

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例 新旧対照表

新	
第1条 ～ 第3条 (略)	
(開館時間)	
第4条 (略)	
施設名	開館時間
大東市立歴史民俗資料館	<u>午前9時30分から午後7時30分まで</u>
第5条 ～ 第37条 (略)	

主要改正点

- ・大東市立歴史民俗資料館の開館時間を変更したこと。

旧	
第1条 ～ 第3条 (略)	
(開館時間)	
第4条 (略)	
施設名	開館時間
大東市立歴史民俗資料館	<u>午前10時から午後8時まで</u>
第5条 ～ 第37条 (略)	